

拡充しました！

産業支援センターせと 外部人材活用・専門家派遣事業補助金

市内の中小企業者が、経営や技術に関する課題解決のために独立行政法人中小企業基盤整備機構または公益財団法人あいち産業振興機構の専門家派遣を受ける際に要する費用の一部を補助します。

今回から、自社の課題解決のため業務委託により外部人材を活用する費用の一部を補助します。

◆対象事業者

- ・市内に事業所を有する中小企業者
- ・市税を滞納していないこと



◆対象事業等（いずれかの事業で同一年度内1事業者1回限り。）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
専門家派遣事業※1	補助対象事業に係る経費のうち、補助対象者自らが支払うもの。ただし、消費税相当額を除く。	2分の1	20万円
外部人材活用事業※2	紹介手数料及び委託費用※3のうち、補助対象者自らが支払うもの。ただし、消費税相当額を除く。	2分の1	10万円

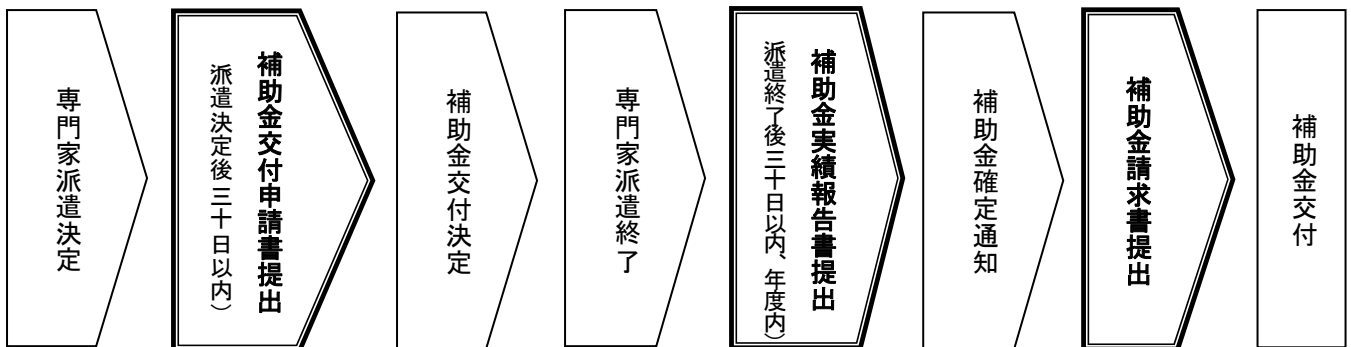
※1 独立行政法人中小企業基盤整備機構または公益財団法人あいち産業振興機構が実施する専門家派遣事業。

※2 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録のある人材ビジネス事業者又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する金融機関を活用して外部人材への委託事業。

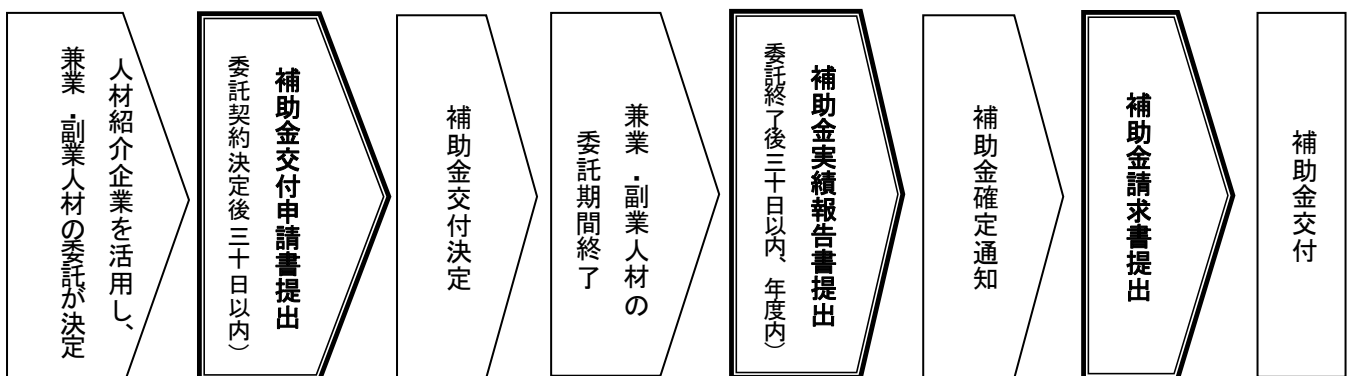
※3 紹介手数料（成果型に限る）は人材ビジネス事業者に支払うもの、委託料は外部人材に支払うものに限る。

◆申請から交付までの流れ

<専門家派遣の場合>



<愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点における人材ビジネス事業者を活用する場合>



■お問い合わせ先

瀬戸市地域産業振興会議事務局（瀬戸市役所3階 産業政策課 企業支援係内）

TEL : 0561-88-2651 FAX : 0561-82-2931 E-mail : isc-seto@city.seto.lg.jp